

ADRで和解しました

双葉町における和解成立事例を中心に

ADRセンターを利用して、**慰謝料が増えた**事例や
支出した費用が賠償された事例を集めました



東電から**すでに賠償を受けていても、**
追加で賠償される可能性があります！

双葉町の皆さんへ

**このような場合 原発事故の賠償が増額されたり
支出した費用が賠償される可能性があります**

ここに記載した代表的事例も参考としつつ、**ご自身が当てはまるものはないか、
賠償の請求漏れはないか、今一度、ご確認下さい。**

**長年 双葉町に住み
地域との結びつきが強い**



**家族が離れ離れになり、
二重生活となった**



介護や子の世話をしながら避難した



**事故の影響で
収入が減少した**



**自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
生活費が増加した**



**入院先からの
避難を強いられた**



- **原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）**は文部科学省に設置された**国の機関**です。
- 公正中立な仲介委員(弁護士)が、申立人と東京電力の間に入って**賠償額を算定し、話し合いによる和解を仲介**します。
- 和解仲介費用は**無料**（仲介委員は弁護士ですが、ADRセンターが選任するため、申立人が仲介委員の弁護士費用を負担することはありません。）
- 「東京電力からの賠償に納得できない」「賠償請求が済んでいない損害がある」とお考えの方は、ADRセンターをご利用ください。

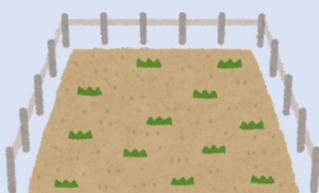
避難により
健康状態が悪化



避難時に持ち出せなかった
**高額家財(ピアノ・ひな壇等)や
着物**があった



登記簿上は
山林や畑だが
現況は**宅地の
土地**があった



避難により**農機具が
管理できず使用不能**
となった



**墓石の修理費用や
移転費用**が必要となった



**次ページ以降で
最近の和解事例を御紹介します**

和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例について検討するにあたっての参考となります。

1. 双葉町の和解事例

事例 1

平成31年2月7日成立
公表番号 1501

家族別離による生活費増加分の賠償

事例概要

和解金額合計 約846万円

- 双葉町から避難した申立人らについて、**家族間別離を余儀なくされたことによって食費が増加した**として、平成27年5月分から平成30年3月分までの**生活費増加分（食費）等**が賠償された。



👉 ポイント解説

避難により家族が別々に生活をしたことで生活費が増加した場合は**相当な範囲で賠償が受けられます。**

事例 2

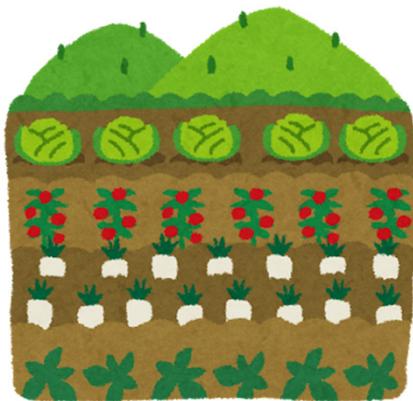
平成31年3月5日成立
公表番号 1514

避難による生活費増加分の賠償

事例概要

和解合計金額 約52万円

- 双葉町から避難した申立人について、**原発事故前は田畑を貸して賃料の代わりに得られていた米等の食料品が得られなくなった**ことを考慮し、平成27年12月分までの**食費増加分が賠償**された。



👉 ポイント解説

田畑を貸して賃料を金銭で受け取っていた場合だけでなく、**作物で受け取っていた場合も賠償が受けられます。**

乳幼児を連れての避難に伴う 日常生活障害慰謝料の増額

事例概要

和解合計金額 約924万円

- 双葉町から避難した申立人らについて、**乳幼児を連れての避難**であったことを考慮し、当該乳幼児が就学した月の前月である平成29年3月分まで、**主に世話をしていた申立人の日常生活障害慰謝料**が月額1万5000円増額されて賠償された。



👉 ポイント解説

就学前のお子さんを連れて避難した場合、その世話をした人は賠償額が増額されます。

避難生活による健康状態悪化に対する賠償

事例概要

和解合計金額 30万円

- 双葉町から避難した申立人が**避難生活により発症ないし悪化**した高血圧症、脂質代謝異常等による**通院慰謝料**（平成24年6月分から平成30年5月分）として、通院1回につき8400円から東京電力による既払い分（1回4200円）を控除した金額の約3分の2が賠償された。



👉 ポイント解説

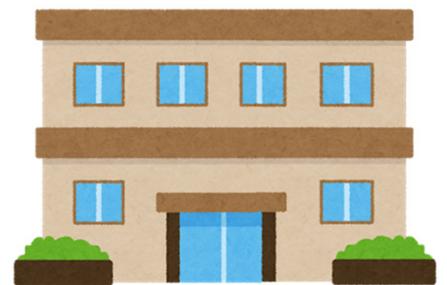
事故により病気にかかったり、持病が悪化した場合、病状、通院状況等を踏まえ、慰謝料が賠償されます。

原発事故による営業損害(逸失利益)の賠償とその算定方法

事例概要

和解合計金額 約488万円

- 双葉町において施設経営をしていた申立人の平成29年3月分から平成31年2月分までの**営業損害(逸失利益)**について、その算定において差し引く減価償却費を、**税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いた**上で、原発事故の影響割合を平成29年3月分から平成30年2月分までは3割、同年3月分から平成31年2月分までは1割とした金額が賠償された。
- これは**東京電力が平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき算定した自認額を上回る金額**である。



👉 ポイント解説

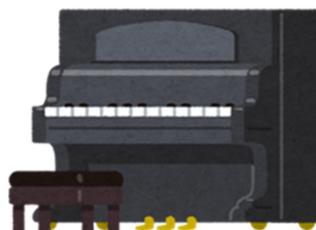
直接請求で賠償を受けている場合でも、その**内容を見直す**ことで、**東電が発表している「2倍一括賠償」を超える額が賠償される場合があります。**

客観的証拠の提出が困難な家財 に対する賠償

事例概要

和解合計金額 約222万円

- 双葉町から避難した申立人が、自宅内に所有していた多数の家財（婚礼箆笥、ピアノ、着物、食器棚等）について、**申立人が提出した写真、査定書及びカタログ等による立証の程度を考慮し、申立人が主張する額の5割ないし7割を購入金額と認定した上で、これに家財ごとの耐用年数（10年ないし40年）に相当する経年減価率を乗じて算定した原発事故当時の時価額**（ただし、東京電力に対する直接請求手続における既払額を控除）が賠償された。



👉 ポイント解説

婚礼タンス、ピアノ、着物など、**購入時の資料がなくても賠償される場合があります。**

避難等により就労が 困難な状況にあったことへの賠償

事例概要

和解合計金額 約233万円

- 双葉町に居住し、自宅近くの店舗に勤務していた申立人の平成28年3月以降（前件ADRにおいて平成28年2月までは賠償済み）の**就労不能損害**について、**家族が疾病や障害を抱えていて目が離せないものの、避難先では家族に常時目配りをしながら就労できる適切な環境が見つからず、就労が困難な状況が続いていたことを考慮し、平成28年3月から同年7月までは原発事故前の給与の3割相当額が、同年8月から同年12月までは同じく1割相当額が賠償された。**



 **ポイント解説**

避難等により**就労が困難な状況が続いている場合、その状況に応じて賠償が受けられます。**

単身赴任者や県外進学者の 具体的な生活状況を踏まえた賠償

事例概要

和解合計金額 約1079万円

- 原発事故当時、住民票が双葉町にあった申立人ら（両親と息子2人）について、申立人父は単身赴任のため、申立人次男は大学に進学して、いずれも関東地方に住んでいたが、**休日の帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される転勤期間の見込み等を考慮し、以下の賠償が認められた。**
 - 申立人父：平成24年3月から平成29年5月まで**月額3万～8万円の日常生活阻害慰謝料**及び中間指針第四次追補に定められた慰謝料として500万円
 - 申立人次男：平成24年3月から平成26年3月まで**月額2万円の日常生活阻害慰謝料**

ポイント解説

事故時、単身赴任や進学により県外に居住していた場合でも、**その具体的な生活状況を踏まえ賠償が受けられる場合があります。**

2. 注目すべき和解事例

～ 追加賠償（第五次追補）関連 ～



個別事情に基づいて、第五次追補の定める目安額から増額される場合があります。

事例概要

和解金額合計 約434万円

- **帰還困難区域**（大熊町）から避難した申立人ら夫妻について、

- 居住期間（夫：約50年間。妻：結婚後、約30年間。結婚前は双葉郡内に居住し、大熊町内で勤務）
- 夫婦とも大熊町内で就労
- 地域社会との関わり

などの事情を考慮し、**生活基盤喪失による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額700万円の増額分（各30万円）**の賠償が認められた。

（令和6年3月14日成立 公表番号2030）



ポイント解説

居住期間の長さ、地域社会との結びつきの強さなどが考慮されて、**生活基盤喪失による精神的損害に対する賠償が増額される場合があります。**

- 避難指示解除準備区域から避難した申立人ら（夫婦及び夫の両親）について、以下の**日常生活阻害慰謝料の増額**が認められた。
 - 申立人らについて、**家族の別離**が生じたことを考慮して、**月額3万円の増額**（平成23年3月から平成29年6月まで）
 - 申立人母について、**要介護**の状況で避難したことを考慮して、**月額3万円の増額**（平成27年11月から平成30年3月まで）
 - 申立人妻について、申立人**母の介護**をしながら避難したことを考慮して、**月額3万円の増額**（平成27年11月から平成30年3月まで）

(令和5年6月22日成立 公表番号1976)



👉 ポイント解説

本人が**要介護**の状態で避難した、**家族の介護**をしながら避難した、避難によって**家族がばらばら**になったなどの事情により、**日常生活阻害慰謝料が増額される場合があります。**

- 避難指示解除準備区域から避難した申立人ら（両親と子ら）につき、申立人母の**乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分として**、以下の賠償が認められた。
 - 乳児1人と幼児1人がいる状況で、知人宅や集合住宅で周囲への気遣いをしながらの避難生活であったことを考慮して、**月額5万円の賠償**
 - 幼児2人がいる状況で、避難先が集合住宅や仮設住宅であったことを考慮して**月額3万円の賠償**
 - 幼児1人の世話、避難先が仮設住宅であったことを考慮して、**月額2万円の賠償**
 - 幼児1人の世話を考慮して、**月額1万円の賠償**



(令和5年8月22日成立 公表番号1996)

👉 ポイント解説

乳幼児の世話をしながら避難したことや、その際に避難先が集合住宅・仮設住宅だったという事情により、**日常生活阻害慰謝料が増額される場合があります。**

- 避難指示解除準備区域から避難した申立人ら（夫婦及び成人の子）について、以下の**日常生活阻害慰謝料の増額**が認められた。
 - 申立人母について、**夫婦間で別離**が生じたことを考慮して、別離が生じていた期間につき**月額3万円の賠償**
 - 申立人子について、**両親との別離**が生じたこと及び**消防職員として救急業務に従事していたこと**を考慮して、**一時金50万円の賠償**



(令和5年11月27日成立 公表番号2022)

👉 ポイント解説

消防職員等として職務に従事していたことで、日常生活阻害慰謝料が増額される場合があります。

ADRセンターの概要

ADRセンターとは

平成23年3月の福島原子力発電所事故による
原子力損害の賠償請求に関する紛争について、
円滑、迅速、公正な解決を図ることを目的として設置された
国の紛争解決機関です。

令和5年12月末現在、**29,000件以上**の事案（申立人数は約12万人）が終了し、**約8割で和解が成立**しています。

和解仲介手続の特徴

事故直後からの賠償も
第5次追補の追加賠償も
申立てができます

ADRセンター職員の
法律の専門家が
電話などで詳しい事情を
お伺いします

個別の事情に応じて
賠償の和解案を
提示します

国の機関であり
仲介費用は**無料**

※ご自身が送付する書類の
郵送料などは自己負担

東京電力の基準よりも
低い金額の和解案は
出ません

東京電力への直接請求の
有無に関わらず利用可能
同時並行もできます



申立て前でも、わからないことがあれば
ADRセンターのフリーダイヤル **0120-377-155**
(受付時間 平日10:00~17:00) や事務所・
支所までお気軽にお問合せください。

ADR（和解仲介）手続きの主な流れ

1 申立書の作成

【入手方法】

窓口で
受け取り



フリーダイヤルで
郵送依頼



ホームページ
から入手



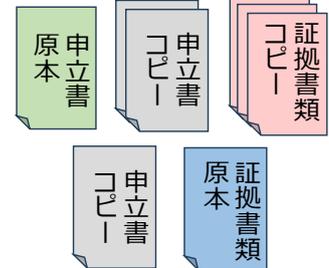
- 申立書の書き方は、センターの事務所・支所の窓口やフリーダイヤルにてご案内しています。

2 申立書の提出

- センター東京事務所宛に郵送又は最寄りの事務所・支所までお持ち下さい。

【提出】

- ・申立書：原本1部＋コピー2部
- ・証拠書類：（あれば）コピー3部



【お手元で保管（ご自身の控え）】

- ・申立書：コピー1部
- ・証拠書類：（あれば）原本

3 申立ての受理

- 申立書に形式的な不備がないかを確認して受理します。（書類の追加をお願いすることがあります。）

（1ヶ月から1ヶ月半程度）

4 指名通知等

- 担当する仲介委員・調査官の氏名・連絡先などを記載した通知書を送付します。

〔 仲介委員：話し合いの仲介者（弁護士）
調査官：仲介委員をサポート 〕

5 和解の仲介（審理）

- 電話や書面などで申立人から事情をお伺いします。
- 東京電力の答弁書（東京電力の言い分）が通知書に前後して送付されます。
- 双方の意見を聞きながら、賠償が認められるか、賠償金がいくらになるのか等を検討していきます。
- 東京電力との間で争いのない金額については、一部和解案を提示し、早期の賠償金支払いを促します。



6 和解案の提示

- 仲介委員が和解案を提示します。（審理の結果、和解の仲介が打ち切られることもあります。）

7 和解成立

- 双方が和解案に合意すると、東京電力と和解契約を結びます。
- 全申立てのうち約8割が和解に至っています。

8 賠償金の支払

- 東京電力が和解契約書を受領した翌日から14日以内に賠償金が振り込まれます。 * 年末年始等を除く

打ち切り
・
取下げ

- 申立人が途中で取り下げられることも可能です。
- 再度の申立ても可能です。



申立書の作成について

ADRセンターでは、申立書の参考書式を用意しています。この様式は、チェックシート方式で簡単に記載できます。

- 👉 あてはまると思うところにチェックしていけば大丈夫です。
- 👉 賠償を求める金額がわからなくても、「妥当な額の支払いを希望します」という欄にチェックすれば大丈夫です。
- 👉 いろいろな事情を、どの欄に書けばいいかわからなくても、自由記載欄に書けば大丈夫ですし、適宜、紙を足して書いても結構です。

書き方がわからなければ、センターのフリーダイヤルに電話して聞くことができます。

申立書の参考書式は、ADRセンターの事務所・支所でお受け取りいただくか、フリーダイヤルまでお電話をいただければ郵送します。

書式は下記からダウンロードすることもできます。



申立書の書式



申立書の記載例

申立書の書式に決まりはありませんので、参考書式をお使いにならなくても構いません。

申立書を提出していただくと、ADRの手続が開始します



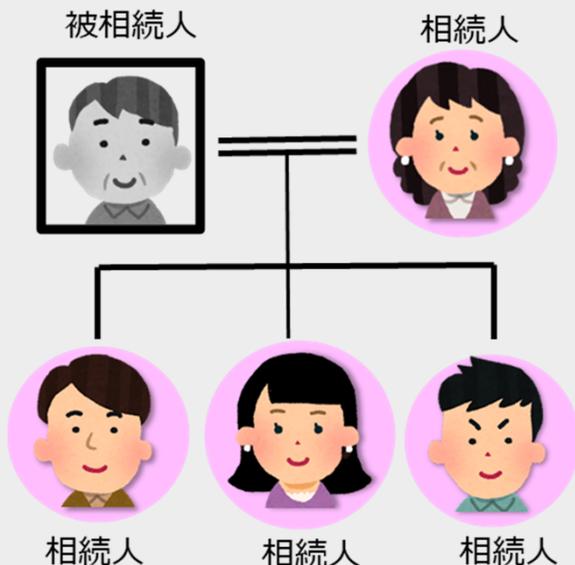
審理期間の平均は、約8か月です

亡くなった方の賠償がそのままになっていませんか？

- 亡くなった方が受け取るはずだった原発事故の賠償金は、相続人が請求することができます。
- 相続人が複数いる場合は、基本的に、相続人全員で申立てをしていただいておりますが、相続人の一部が所在不明や連絡が付かない場合などには、その相続人を除いた形で申立てできる場合もあります。

【提出いただく主な書類】 ※申立て後の提出も可能

- 申立人(相続人)の現在の戸籍謄本
- 亡くなった方(被相続人)の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本等



早期一部支払の
手続の流れ

和解仲介手続申立書

1枚目

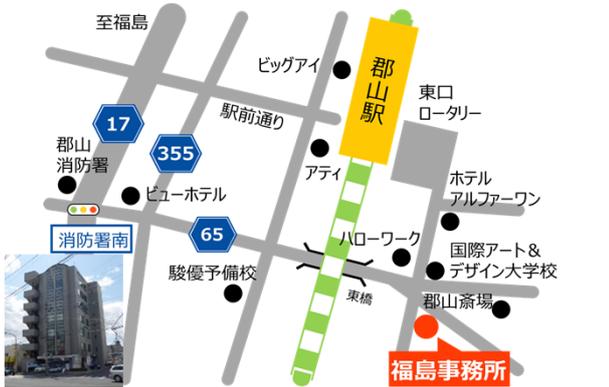
原子力損害賠償紛争解決センター 宛 申立日 令和 年 月 日

申立人	代表者	ふりがな	氏名	生年月日
	*マイナンバーは記載してください			
				昭・大 平・令 年 月 日
				生 年 月 日
				昭・大 平・令 年 月 日
				生 年 月 日
				昭・大 平・令 年 月 日

申立書の申立人欄には亡くなった方の氏名は書かず相続人の氏名をお書きください。

ADRセンターの事務所・各支所が利用いただけます

福島事務所 開所日 月 火 水 木 金



福島県郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル3階
(旧 ユニックスビル3階)

会津支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

相双支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は
下記宛先までお願いします



〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-13
8 東洋海事ビル 9階
原子力損害賠償紛争解決センター
東京事務所
(又は ADRセンター東京事務所)

お問い合わせ先
文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル



0120-377-155

(受付時間 平日10:00~17:00)



ADR手続の
主な流れ



ADRセンター
ホームページ

令和6年11月発行